

### 随意契約理由書

件名	東クリーンセンター タービン圧カスイッチ交換補修
契約の相手方	川崎重工業株式会社 関西支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>東クリーンセンターは、ごみ焼却により発生した熱をボイラーで回収して蒸気を作り、その蒸気を利用してタービン発電機を回転させて発電をしている。</p> <p>ごみ焼却プラントの主要部分であるボイラー及び蒸気タービン設備は、エネルギーの有効利用に必要不可欠な設備であり、常に高温・高圧の過酷な環境で稼働している為、当該設備が安全かつ安定して稼働する為にはシステム全体の機能が確保されていなければならない。</p> <p>本圧カスイッチは蒸気タービンの運転制御及び保安を司る重要な役割を担っており、蒸気タービン制御システムの根幹部分であるため、圧カスイッチの交換後は、動作確認、保安試験及び蒸気タービンの試運転調整を実施する必要がある。そのため、東クリーンセンターの蒸気タービン設備の構造や機能などシステム全体に精通した者へ一体的に請け負わせる必要がある。</p> <p>したがって、本業務は当該設備の設計を行った上記契約の相手方でなければ行うことができないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部東クリーンセンター (電話番号 452-4100 )